

# 平成20年度奈良県国民保護計画の変更について

## ◇主な変更点

### 1 国民保護に関する基本指針の変更に伴うもの

- ・安否情報システムの本格運用に伴う変更（P6）
- ・現地関係機関による現地調整所の設置について記載（P5）
- ・国や市町村との合同対策協議会について記載（P5）

### 2 法令等の改正に伴うもの

- ・安否情報省令の改正に伴う変更（P3、6）

### 3 県の組織改正に伴うもの

- ・危機管理監の役職創設に伴う変更（P3、4）
- ・組織改正に伴う部局の名称変更等に伴う変更（P2、4）

### 4 統計数値等の時点修正

- ・国勢調査の実施に伴う人口統計値の更新（P1）
- ・近畿日本鉄道の新線開通等に伴う地理的、社会的特徴の更新（P2）
- ・京奈和自動車道の一部開通に伴う地理的、社会的特徴の更新（P1）

### 5 関係機関との関係強化に伴うもの

- ・海上保安庁との連携強化に伴う追加記載（P5、6）

### 6 その他

- ・緊急処理事態の場合の読替規定を追加記載等（P7）
- ・誤記の訂正（P7）

※（ ）書きは別添新旧対照表の該当ページを記載

奈良県国民保護計画新旧対照表

編章	頁	変 更 後	変 更 前	改正理由
1 4	1 2	<p>3 人口分布            国勢調査による県内の平成17年10月1日現在の人口は1,421,310人で、約9割が県の北西部に集中している。同調査による県人口の年齢構成は、            年少人口（15歳未満人口）                197,136人（県人口の13.9%）            生産人口（15歳以上65歳未満）                938,702人（県人口の66.0%）            老年人口（65歳以上人口）                283,528人（県人口の19.9%）            となっている。（年齢不詳があるため、総数とは一致しない。）            また、本県の昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は88.7で、埼玉県に次いで2番目の低さにある。            昼間に県外へ流出する人口の内訳は、通勤のため186,040人通学のため34,577人となっており、京阪神大都市圏の近隣県としてベッドタウン的な側面を持っているといえる。</p> <p>4 道路の位置等             道路は、奈良盆地と大和高原地域では、東西方向に西名阪自動車道（近畿自動車道名古屋大阪線の一部）及びこれに接続する名阪国道が伸びて、大阪府から三重県へと繋がっている。南北方向の道路は、京奈和自動車道及び一般国道24号が伸びて、京都府から和歌山県に繋がっている。この東西南北に伸びる道路を基軸として、一般国道25号、一般国道163号、一般国道165号、一般国道168号、一般国道169号、奈良生駒線（阪奈道路）及び第二阪奈有料道路等により概ね格子状に形成されている。しかし4車線の道路は西名阪自動車道、名阪国道、京奈和自動車道、奈良生駒線、第二阪奈有料道路及び一般国道24号などの一部区間のみである。            （略）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">図5 奈良県の幹線道路網（H19年末現在）</p>	<p>3 人口分布            国勢調査による県内の平成12年10月1日現在の人口は1,442,795人で、約9割が県の北西部に集中している。同調査による県人口の年齢構成は、            年少人口（15歳未満人口）                213,822人（県人口の14.8%）            生産人口（15歳以上65歳未満）                987,435人（県人口の68.4%）            老年人口（65歳以上人口）                239,432人（県人口の16.6%）            となっている。（年齢不詳があるため、総数とは一致しない。）            また、本県の昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は87.6で、埼玉県に次いで2番目の低さにある。            昼間に県外へ流出する人口の内訳は、通勤のため202,563人通学のため37,717人となっており、京阪神大都市圏の近隣県としてベッドタウン的な側面を持っているといえる。</p> <p>4 道路の位置等             道路は、奈良盆地と大和高原地域では、東西方向に西名阪自動車道（近畿自動車道名古屋大阪線の一部）及びこれに接続する名阪国道が伸びて、大阪府から三重県へと繋がっている。南北方向の道路は、一般国道24号が伸びて、京都府から和歌山県に繋がっている。この東西南北に伸びる2つの道路を基軸として、一般国道25号、一般国道163号、一般国道165号、一般国道168号、一般国道169号、奈良生駒線（阪奈道路）及び第二阪奈有料道路等により概ね格子状に形成されている。しかし4車線の道路は西名阪自動車道、名阪国道、奈良生駒線、第二阪奈有料道路及び一般国道24号などの一部区間のみである。            （略）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">図5 奈良県の幹線道路網（H16年末現在）</p>	<p>統計数値の時点修正等に伴う変更</p> <p>統計数値の時点修正等に伴う変更</p>

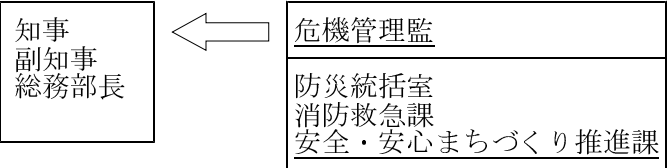
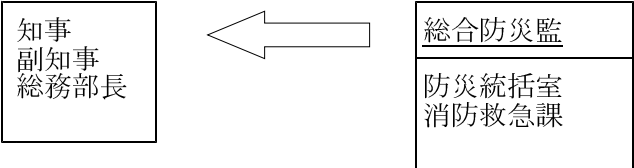
## 奈良県国民保護計画新旧対照表

編	章	頁	変 更 後	変 更 前	改正理由													
2	1	20	<p>5 鉄道、空港、港湾の位置等 (略)</p> <p>東西へは、大和八木駅を經由する形で大阪線が東は三重県まで、西は大阪府まで繋がっている。また、近鉄奈良駅から生駒駅まで西に大阪近鉄難波方面に奈良線が、生駒駅から西に長田駅まで、東に学研奈良登美ヶ丘までけいはんな線が延びている。 県内に空港、港湾は存在しない。</p> <p>6 自衛隊施設等 自衛隊施設は、航空自衛隊幹部候補生学校が奈良市法華寺町に所在している。この施設は、航空自衛隊の初級幹部としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行っている。また、<u>自衛隊奈良地方協力本部</u>が奈良市高畑町に所在している。</p>	<p>5 鉄道、空港、港湾の位置等 (略)</p> <p>東西へは、大和八木駅を經由する形で大阪線が東は三重県まで、西は大阪府まで繋がっている。また、近鉄奈良駅から生駒駅まで西に大阪近鉄難波方面に奈良線が、生駒駅から西に長田駅まで東大阪線が延びている。 県内に空港、港湾は存在しない。</p> <p>6 自衛隊施設等 自衛隊施設は、航空自衛隊幹部候補生学校が奈良市法華寺町に所在している。この施設は、航空自衛隊の初級幹部としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行っている。また、<u>自衛隊奈良地方連絡部</u>が奈良市高畑町に所在している。</p>	<p>統計数値の時点修正等に伴う変更</p> <p>組織名称変更に伴う変更</p>													
			<p>第1節 県における組織・体制の整備 第1 (略) 第2 県職員の参集基準等 1 (略) 2 24時間即応体制の確立 県は、武力攻撃等が発生した場合において事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、<u>職員による宿日直体制を執り、24時間即応可能な体制を確保する。</u></p> <p>3 県の体制及び職員の参集基準等 (略) (1) 職員参集基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体 制</th> <th style="width: 75%;">参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①事態警戒体制A</td> <td>防災統括室職員、消防救急課職員及び安全・安心まちづくり推進課職員並びに各部局主管課連絡員が所属執務室に参集</td> </tr> <tr> <td>②事態警戒体制B</td> <td>県対策本部体制に準じて職員の参集を行う</td> </tr> <tr> <td>③県対策本部体制</td> <td>全ての県職員が本庁又は出先機関等の各々の執務室に参集</td> </tr> </tbody> </table>	体 制		参 集 基 準	①事態警戒体制A	防災統括室職員、消防救急課職員及び安全・安心まちづくり推進課職員並びに各部局主管課連絡員が所属執務室に参集	②事態警戒体制B	県対策本部体制に準じて職員の参集を行う	③県対策本部体制	全ての県職員が本庁又は出先機関等の各々の執務室に参集	<p>第1節 県における組織・体制の整備 第1 (略) 第2 県職員の参集基準等 1 (略) 2 24時間即応体制の確立 県は、武力攻撃等が発生した場合において事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、24時間即応可能な体制を確保する。</p> <p>3 県の体制及び職員の参集基準等 (略) (1) 職員参集基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体 制</th> <th style="width: 75%;">参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①事態警戒体制A</td> <td>防災統括室職員及び消防救急課職員並びに各部局主管課連絡員が所属執務室に参集</td> </tr> <tr> <td>②事態警戒体制B</td> <td>県対策本部体制に準じて職員の参集を行う</td> </tr> <tr> <td>③県対策本部体制</td> <td>全ての県職員が本庁又は出先機関等の各々の執務室に参集</td> </tr> </tbody> </table>	体 制	参 集 基 準	①事態警戒体制A	防災統括室職員及び消防救急課職員並びに各部局主管課連絡員が所属執務室に参集	②事態警戒体制B
体 制	参 集 基 準																	
①事態警戒体制A	防災統括室職員、消防救急課職員及び安全・安心まちづくり推進課職員並びに各部局主管課連絡員が所属執務室に参集																	
②事態警戒体制B	県対策本部体制に準じて職員の参集を行う																	
③県対策本部体制	全ての県職員が本庁又は出先機関等の各々の執務室に参集																	
体 制	参 集 基 準																	
①事態警戒体制A	防災統括室職員及び消防救急課職員並びに各部局主管課連絡員が所属執務室に参集																	
②事態警戒体制B	県対策本部体制に準じて職員の参集を行う																	
③県対策本部体制	全ての県職員が本庁又は出先機関等の各々の執務室に参集																	

## 奈良県国民保護計画新旧対照表

編章	頁	変 更 後	変 更 前	改正理由
2	1	第4節 情報収集・提供等の体制整備 第1 (略) 第2 (略) 第3 (略)	第4節 情報収集・提供等の体制整備 第1 (略) 第2 (略) 第3 (略)	
2	1	3 1 第4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 1 安否情報の種類及び報告様式 (略) (1) 避難住民（負傷した住民も同様） ① 氏名 ② ふりがな ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所 ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑧ 居所 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ ⑧及び⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 ⑪ 親族・同居者・知人からの照会への回答希望の有無 ⑫ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表についての同意の有無 (2) 死亡した住民（上記①～⑦に加えて） ⑬ 死亡の日時、場所及び状況 ⑭ 遺体の安置場所 ⑮ 上記について、親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への配偶者又は直近の直系親族等からの同意の有無	第4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 1 安否情報の種類及び報告様式 (略) (1) 避難住民（負傷した住民も同様） ① 氏名  ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所 ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑦ 居所 ⑧ 負傷又は疾病の状況 ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報  (2) 死亡した住民（上記①～⑥に加えて） ⑩ 死亡の日時、場所及び状況 ⑪ 死体の所在	安否情報省令改正に伴う変更
3	1	4 7 第1 事態警戒体制 A 1 配備の基準 県外で第1編第5章第2の2に掲載の事態が発生したとき又はそれに準ずる事態が発生したとき。 その他関係機関等からの情報により危機管理監が事態警戒体制Aの配備の必要があると認めたとき。	第1 事態警戒体制 A 1 配備の基準 県外で第1編第5章第2の2に掲載の事態が発生したとき又はそれに準ずる事態が発生したとき。 その他関係機関等からの情報により総合防災監が事態警戒体制Aの配備の必要があると認めたとき。	県の組織改正に伴う変更

## 奈良県国民保護計画新旧対照表

編章	頁	変 更 後	変 更 前	改正理由
3	1	<p>2 配備  <u>防災統括室職員、消防救急課職員及び安全・安心まちづくり推進課職員</u>は、上記の情報を知った時は速やかに防災統括室に参集する。            各部署主管課連絡員は、上記の情報を知った時は速やかに各所属執務室に参集する。</p> <p>4 8 第2 事態警戒体制 B            1 (略)            2 (略)            3 事務分掌</p> <p>4 9 図中</p> 	<p>2 配備  <u>防災統括室職員及び消防救急課職員</u>は、上記の情報を知った時は速やかに防災統括室に参集する。            各部署主管課連絡員は、上記の情報を知った時は速やかに各所属執務室に参集する。</p> <p>第2 事態警戒体制 B            1 (略)            2 (略)            3 事務分掌</p> <p>図中</p> 	<p>県の組織改正に伴う変更</p> <p>県の組織改正に伴う変更</p>
		<p>3 2 5 1 第1 県対策本部の設置            1 県対策本部を設置する場合には、次の手順書により行う。            (1) (略)            (2) (略)            (3) 県対策本部員及び県対策本部職員の参集  <u>県対策本部担当者（防災統括室職員及び消防救急課職員並びに安全・安心まちづくり推進課職員）</u>は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、災害情報伝達ルート等を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。            (4) 県対策本部の開設  <u>県対策本部担当者（防災統括室職員及び消防救急課職員並びに安全・安心まちづくり推進課職員）</u>は、災害対策本部室に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備をする。            知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。            また、<u>県対策本部担当者（防災統括室職員及び消防救急課職員並びに安全・安心まちづくり推進課職員）</u>は、直ちに、県内の市町村及び知事の指定した指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。</p>	<p>第1 県対策本部の設置            1 県対策本部を設置する場合には、次の手順書により行う。            (1) (略)            (2) (略)            (3) 県対策本部員及び県対策本部職員の参集  <u>県対策本部担当者（防災統括室職員及び消防救急課職員）</u>は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、災害情報伝達ルート等を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。            (4) 県対策本部の開設  <u>県対策本部担当者（防災統括室職員及び消防救急課職員）</u>は災害対策本部室に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備をする。            知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。            また、<u>県対策本部担当者（防災統括室職員及び消防救急課職員）</u>は、直ちに、県内の市町村及び知事の指定した指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。</p>	<p>県の組織改正に伴う変更</p>

## 奈良県国民保護計画新旧対照表

編章	頁	変 更 後	変 更 前	改正理由
3 2	5 2	2 県対策本部の組織及び機能 <u>別表1のとおり</u>	2 県対策本部の組織及び機能 <u>別表1のとおり</u>	
3 3	5 5	第1 国の対策本部との連携 1 (略) 2 国の現地対策本部との連携 県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。 また、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合、県は、国、市町村、指定地方公共機関等と国民保護措置に関する情報を交換し、相互に協力するものとする。	第1 国の対策本部との連携 1 (略) 2 国の現地対策本部との連携 県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う変更
3 3	5 5	第2 現地関係機関との連携 <u>知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</u>	(新規)	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う変更
	5 5	第3 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請	第2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請	
	5 6	第4 自衛隊の部隊等の派遣要請等	第3 自衛隊の部隊等の派遣要請等	
	5 7	第5 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	第4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	
	5 7	第6 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	第5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	
	5 8	第7 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	第6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	
	5 8	第8 県が行う応援等	第7 県が行う応援等	
	5 9	第9 ボランティア団体等に対する支援等	第8 ボランティア団体等に対する支援等	
	5 9	第10 住民への協力要請	第9 住民への協力要請	
3 5	7 2	第1 (略)	第1 (略)	
	7 3	第2 (略)	第2 (略)	
	7 4	第3 救援の内容 1 (略) 2 (略) 3 (1)～(3) (略)	第3 救援の内容 1 (略) 2 (略) 3 (1)～(3) (略)	

## 奈良県国民保護計画新旧対照表

編章	頁	変 更 後	変 更 前	改正理由
3 5	7 5	(4) 被災者の捜索及び救出 県警察、消防機関、自衛隊、海上保安庁等の関係機関との連携を図るとともに、被災情報や安否情報等の情報収集への協力を行うこととする。	(4) 被災者の捜索及び救出 県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携を図るとともに、被災情報や安否情報等の情報収集への協力を行うこととする。	海上保安庁との連携強化に伴う追加記載
3 5	7 5～ 7 6	(5) 埋葬及び火葬 武力攻撃災害の際に死亡した者の遺体が葬られないまま放置されるのを防ぐために応急的に行うものであり、実施にあたっては、奈良県地域防災計画（基本計画編第3章第20節 遺体の火葬等計画）に準じて行うほか、次の点に留意する。 ・墓地及び火葬場の被災状況、火葬場の火葬能力等の把握	(5) 埋葬及び火葬 武力攻撃災害の際に死亡した者の遺体が葬られないまま放置されるのを防ぐために応急的に行うものであり、実施にあたっては、奈良県地域防災計画（基本計画編第3章第20節 遺体の火葬等計画）に準じて行うほか、次の点に留意する。 ・墓地及び火葬場の被災状況、 <u>墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握</u>	墓地の埋葬可能数の把握は不可能なため
3 5	7 6	(9) 死体の捜索及び処理 県警察、消防機関、自衛隊、海上保安庁等の関係機関との連携を図るとともに、次の点に留意する。	(9) 死体の捜索及び処理 県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携を図るとともに、次の点に留意する。	海上保安庁との連携強化に伴う追加記載
3 6	7 9	<b>第6章 安否情報の収集・提供</b>  安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて、 <u>安否情報の収集及び提供を行うシステム（以下「安否情報システム」という。）を適切に運用して行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。</u>  安否情報収集・整理・提供の流れ <u>別表2のとおり</u> 第1 (略) 第2 <b>総務大臣に対する報告</b> （資料編参照） 県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、 <u>安否情報システムで消防庁に送付する。ただし、武力攻撃事態における災害により安否情報システムによることができない場合には、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行い、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u>	<b>第6章 安否情報の収集・提供</b>  安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、 <u>安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。</u>  安否情報収集・整理・提供の流れ <u>別表2のとおり</u> 第1 (略) 第2 <b>総務大臣に対する報告</b> （資料編参照） 県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、 <u>電子メールで消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u>	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う変更

## 奈良県国民保護計画新旧対照表

編章	頁	変 更 後	変 更 前	改正理由										
3	10	<p>9 8 第1 生活関連物資等の価格安定 1 (略) 2 (1) (略)</p> <p>9 9 (2) 国民生活安定緊急措置法に係る措置 ①～② (略) ③ ①及び②の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項） (3) 物価統制令に係る措置 県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、①及び②の措置を講ずる。 ①～② (略)</p>	<p>第1 生活関連物資等の価格安定 1 (略) 2 (1) (略)</p> <p>(2) 国民生活安定緊急措置法に係る措置 ①～② (略) ③ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項） (3) 物価統制令に係る措置 県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。 ①～② (略)</p>	誤記の訂正										
5	111	<p><b>第1 緊急処理事態</b> 県国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章第2に掲げるとおりである。 県は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。 なお、この計画において、武力攻撃事態等及び国民保護措置に関して定めた事項を緊急処理事態及び緊急対処保護措置に準用する際、以下のとおり読み替える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">武力攻撃事態等</td> <td>緊急処理事態</td> </tr> <tr> <td>国民保護措置</td> <td>緊急対処保護措置</td> </tr> <tr> <td>国民保護対策本部</td> <td>緊急処理事態対策本部</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃</td> <td>緊急処理事態における攻撃</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害</td> <td>緊急処理事態における災害</td> </tr> </table>	武力攻撃事態等	緊急処理事態	国民保護措置	緊急対処保護措置	国民保護対策本部	緊急処理事態対策本部	武力攻撃	緊急処理事態における攻撃	武力攻撃災害	緊急処理事態における災害	<p><b>第1 緊急処理事態</b> 県国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章第2に掲げるとおりである。 県は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。</p>	緊急処理事態の場合の読替規定を追加記載
武力攻撃事態等	緊急処理事態													
国民保護措置	緊急対処保護措置													
国民保護対策本部	緊急処理事態対策本部													
武力攻撃	緊急処理事態における攻撃													
武力攻撃災害	緊急処理事態における災害													